

2026年7月30日

手形・小切手の全面電子化に向けた対応についてのお知らせ

現在、金融業界では全国銀行協会が策定した「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」のもと、「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロ」にすることを目標としています。神奈川銀行では、こうした手形・小切手の電子化に向けた取り組みとして、以下の対応を実施します。

手形・小切手を振り出しされるお客さま

1. 当行の手形・小切手の最終振出期限の設定

最終振出期限：2026年9月30日（水）

手形・小切手の最終振出期限を2026年9月30日（水）までとします。

2026年10月1日以降の振出日、または振出日が未記入^{（注）}の手形、および取引先へのお支払い（代金支払い等）を目的とした小切手はお取扱いできなくなります。

小切手をご自身の当座預金の払戻しのために利用する場合に限り、最終振出期限以降も引き続きご利用いただけます。

（注）未記入とは、振出日が空欄または年・月・日のいずれか一部に記載がないものをいいます。

× ご利用いただけなくなる取扱い

➤ 第三者への支払いを目的として利用する場合

〈例〉：取引先への代金支払い、従業員への給与支払い など

※振出日が期限以降（または未記入）の場合、店頭・交換いずれの呈示であっても、決済されず不渡りとなります。

※他行で受け付けられ、当行が支払銀行として呈示を受けた場合でも、振出日が期限以降のものは決済されず、不渡りとなります。

○ 引き続きご利用いただける取扱いについて

➤ 当座預金の口座名義人ご本人が、当座預金の払戻しをおこなう目的で利用する場合

〈例〉：当座預金からの現金払戻、当座預金からの振替、当座預金からの税金、公共料金納付・お振込 など

2. 手形・小切手の発行受付終了

2025年12月30日（火）をもって、手形・小切手の発行受付を終了しました。

小切手に代わる現金払戻しについては、当座預金払戻請求書帳をご利用ください。

手形・小切手をお受け取りになるお客さま

3. 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金取扱い受付終了

受付終了日：2026年9月30日（水）

2026年9月30日（水）をもって、他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いを終了します。

神奈川銀行を支払地とする手形・小切手等については、振出日が2026年9月30日（水）以前のものに限り、引き続き受付可能です。

なお、支払地にかかわらず手形・小切手の夜間金庫への投入は2026年9月29日（火）投入分までのお取扱いになります。

当座勘定規定等の改定

4. 当座勘定規定等の改定

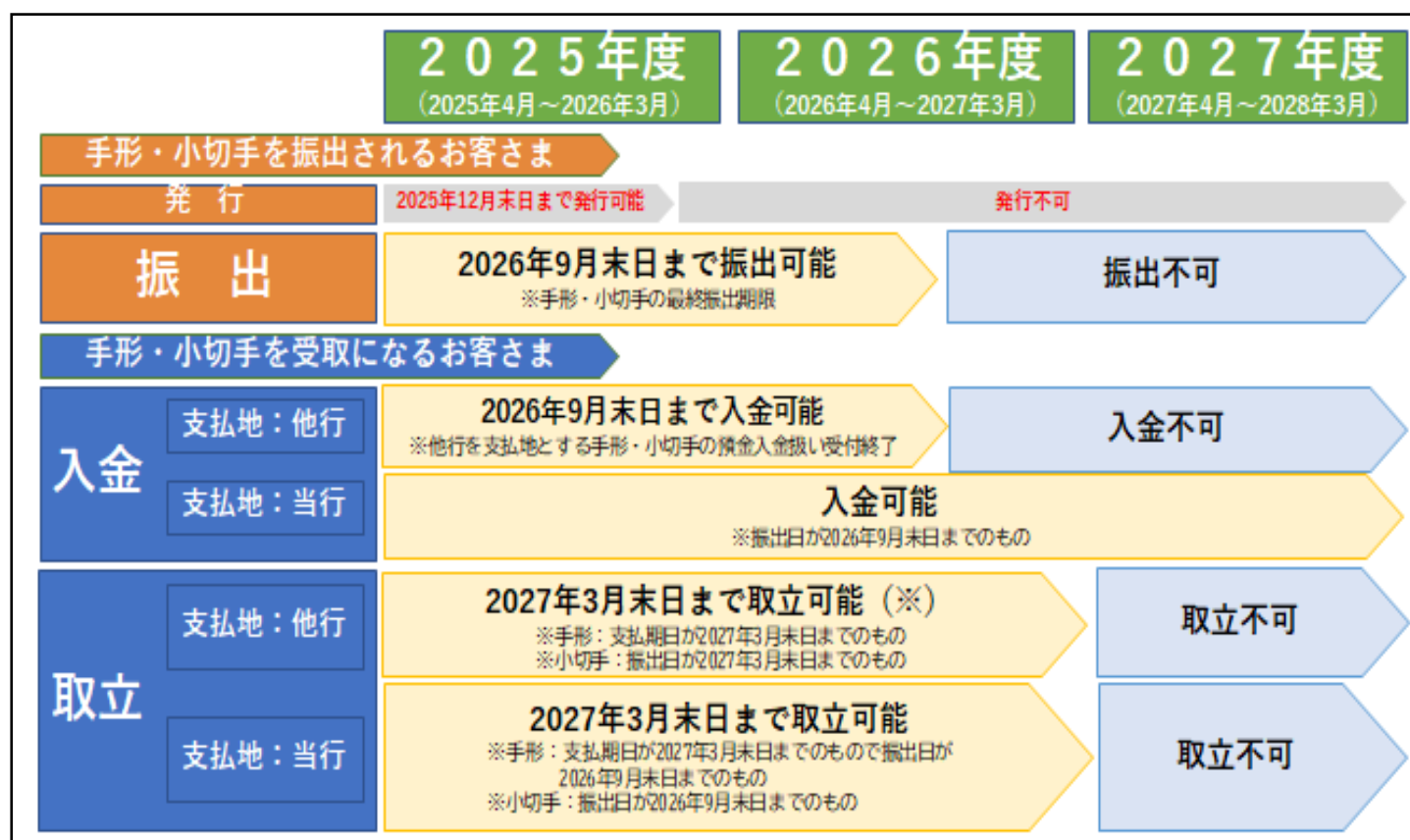
改定日：2026年10月1日（木）

上記1.2.3の実施にともない、2026年10月1日（木）に当座勘定規定（一般用）、総合口座取引規定、普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、小切手用法、約束手形用法、為替手形用法を改定します。

手形・小切手の電子化に向けたスケジュール

5. 手形・小切手の電子化に向けたスケジュール

手形・小切手の全面的な電子化に向けた今後の検討により、現時点において当行で入金可能な手形・小切手についても、今後取扱いが変更になる可能性があります。取扱いに変更が発生した場合は、当行ホームページなどでお知らせいたします。



- 2024年4月1日より、2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立停止をしています。
- 取立には受付条件がございます。受付条件については、お取引店にお問い合わせください。
- 支払地が他行の手形・小切手について、振出銀行によっては「最終振出期限」を定めている場合があります。その場合、当行で受付しても、振出銀行で決済されない可能性がありますので、あらかじめ振出期限をご確認ください。

未使用手形・小切手の買戻しについて

6. 未使用手形・小切手の買戻しについて

2022 年 11 月 4 日以降に当行が販売した未使用手形・小切手用紙を買戻しいたします。

買戻受付期間	2026 年 8 月 3 日（月）～2027 年 2 月 26 日（金）
対象物件	2022 年 11 月 4 日以降に 1 冊 5,500 円（税込）で販売した未使用の手形・小切手用紙 ※ただし、次の手形・小切手用紙は買戻し対象外となります。 1. 金額の記入がある手形・小切手用紙 2. 当座預金解約済の手形・小切手用紙 3. 手形・小切手帳から切り離された用紙
買戻金額	1 枚 110 円（税込）で買戻し（例）110 円×10 枚（残数）＝1,100 円
対象となるお客さま	かなぎんビジネスダイレクトをご契約のお客さま（新規申し込みを含みます）。または、当座預金をご解約されるお客さま。
買戻方法	「未使用手形・小切手用紙買戻依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、未使用の用紙が綴られている「手形帳」「小切手帳」とともに、お取引店窓口にお持ちください。

➤ ご注意点

- ・ 手形・小切手用紙を購入された時期がご不明の場合には、お取引店にお問い合わせ下さい。
- ・ 未使用の手形・小切手用紙の買戻しにあたりましては、お客さまの商品等の売上ではありませんが、課税事業者である場合は、経理処理におきまして、消費税分を含む課税売上高として計上いただく必要があります。詳細なお取り扱いはお客さまの顧問税理士等にご確認ください。

神奈川銀行では手形・小切手の代替サービスとして「神奈川銀行でんさいサービス（※）」や「かなぎんビジネスダイレクト（ライト版は月額基本料無料）」等をご用意しておりますので、お客さまにおかれましては、電子決済手段への移行をご検討下さいますようお願い申し上げます。

（※）ご利用にあたっては、当行所定の審査があります。審査結果によっては、ご希望に沿えない場合がありますので、ご了承下さい。

以 上

本件に関する照会先

神奈川銀行 本支店窓口までどうぞ

【電話受付時間】銀行窓口営業時間

※各店舗の営業時間については、当行ホームページをご確認ください。